

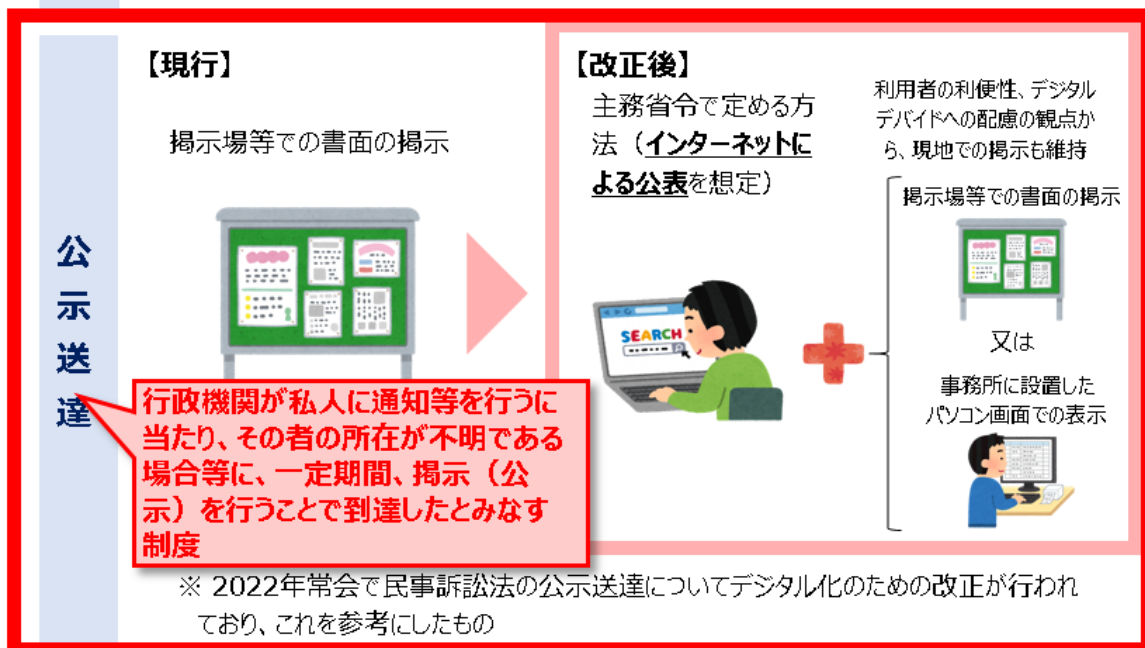
議案第 10 号 宇治市行政手続条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）」により「行政手続法」が改正されます。同法第 15 条第 3 項の規定による聴聞通知について、以下のようにデジタル技術を活用して行うことが可能となります（①及び②又は③のいずれかの措置が必須）。行政手続法第 46 条に地方公共団体の機関が行う処分等のうち条例等に基づいて行うもの、行政指導及び地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、地方公共団体において同法の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努力規定を置いていることから、今回の同法の改正の趣旨を踏まえて、宇治市行政手続条例において同法と同様の改正をするものです。

行政手続法第 15 条第 3 項の規定による聴聞通知

- ① 総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く  
及び
- ② 公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示  
又は
- ③ 公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる。



※出典：デジタル庁

## 2. 改正の概要

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法による聴聞の通知は、現在当該名宛人の氏名等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示することにより行っていますが、この改正により、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く（インターネットによる公表）とともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととします。また、その他文言の整理を行います。

### ※宇治市行政手続条例に基づく公示の方法による聴聞の通知の例

- ・ 宇治市墓地公園条例（第13条第1項）  
墓所使用者が許可を受けた目的以外の目的で墓所を使用した場合における墓所の使用の許可の取消
- ・ 宇治市コミュニティセンター条例（第8条）  
この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したときにおける使用許可の取消し等

## 3. 施行期日

令和8年5月21日（行政手続法の一部を改正する施行期日と同日）